

神戸市外国語大学キャリアサポート部会規程

2008年4月1日

規程第22号

(設置)

第1条 神戸市外国語大学教育研究評議会規則(2023年4月規則第60号)第7条第1項の規定に基づき神戸市外国語大学教育研究評議会にキャリアサポート部会(以下「部会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の就職支援に関する事項
- (2) 就職データの収集・分析に関する事項
- (3) 就職ガイダンス・セミナーに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学生のキャリアサポートに関する事項

(組織)

第3条 部会は次の委員で組織する。

- (1) キャリアサポートセンター長
- (2) 学長が指名した教員 若干名
- (3) 学生支援・教育グループ課長

2 前項第1号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、学長が指名した委員を充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 部会は委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、学生支援・教育グループにおいて行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。